

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	国民健康保険税の収納に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海老名市は、国民健康保険の収納事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

## 評価実施機関名

神奈川県海老名市長

## 公表日

令和7年3月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の収納に関する事務
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)や地方税法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 国民健康保険税の収納事務、滞納情報管理、催告事務、滞納処分事務、不納欠損事務に関すること。
③システムの名称	国民健康保険システム、収滞納システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル、収納・滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(24、44の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限等) ①【別表における情報提供の根拠】 1.2.3.4.14.23.24.26.35.42.44.59.61.85.95.100.105.114の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。)における情報提供の根拠】 第1.2.3.4.5.15.24.32.46.50.52.53条 ②【別表における情報照会の根拠】 24.44項 【別表省令における情報照会の根拠】 第24条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 納税課
②所属長の役職名	納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海老名市市長室文書法制課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)4542
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海老名市財務部納税課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)9397
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した

3. 別則第3条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・全ての業務においてダブルチェックを実施している。 ・特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。よって、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ	



変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担	保健福祉部 保険年金課 賦課徴収係	財務部 納税課	事後	
平成30年4月1日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担	保険年金課長 澤田 英之	納税課長 山本 聡一	事後	
平成30年4月1日	1 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡 先	海老名市財務部保険年金課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)9398	海老名市財務部納税課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)9397	事後	
令和4年1月25日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	収納支援システム	収滞納システム	事後	
令和4年1月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数の時点	平成27年8月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年1月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数の時点	平成27年8月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年9月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数の時点	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点		
令和4年9月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数の時点	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点		
令和7年3月28日	1 関連情報 3. 個人番号の利用	別表第一の第16.30項	別表(24、44の項)	事後	
令和7年3月28日	1 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16.24条		事後	
令和7年3月28日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	未回答	回答	事後	
令和7年3月28日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら	未回答	回答	事後	
令和7年3月28日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	①【別表第二における情報提供の根拠】	①【別表における情報提供の根拠】	事後	
令和7年3月28日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	1.2.3.4.5.17.26.27.29.30.33.39.42.58.62.80.87.93.97.106の項(別表第二)	1.2.3.4.11.23.24.26.35.42.44.59.61.85.95.100.105.114の項(別表)	事後	
令和7年3月28日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)における情報提供の根拠】	【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。)における情報提供の根拠】	事後	
令和7年3月28日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	第1.2.3.4.5.19.20.25.33.43.46.49.53条	第1.2.3.4.5.15.24.32.46.50.52.53条	事後	
令和7年3月28日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	②【別表第二における情報照会の根拠】	②【別表における情報照会の根拠】	事後	
令和7年3月28日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	27.42.43.44.45項	24.44項	事後	
令和7年3月28日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	【別表第二省令における情報照会の根拠】	【別表省令における情報照会の根拠】	事後	
令和7年3月28日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	第20、25.26条	第24条	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		・全ての業務においてダブルチェックを実施している。 ・特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。よって、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 11.もっとも優先度が高いと 考えられる対策		5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 11.もっとも優先度が高いと 考えられる対策		十分である	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 11.もっとも優先度が高いと 考えられる対策		申告によるものは対象者からの申請に基づき特定個人情報を入力するため、目的外の手が行われることはない。対象者から入手ができない場合、ガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	